（防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前

別記様式第一号（第２条、第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号。以下「法」という。）第１０条第３項の規定により通報します。

年　月　日

（対象施設の管理者）　殿

操縦者
氏名　　印

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行を行う区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした土地の所有者又は占有者	名称 所在地 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	

別記様式第一号（第２条、第３条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号。以下「法」という。）第１０条第３項の規定により通報します。

年　月　日

（対象施設の管理者）　殿

操縦者
氏名　　印

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行を行う区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした土地の所有者又は占有者	名称 所在地 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	